あり絶滅危惧ⅠB類のオジロワシの営巣が確認されている。さらに、近年の調査においては、国内希少野生動植物種かつ国指定特別天然記念物であり絶滅危惧Ⅱ類のタンチョウが、既存の鳥獣保護区周辺を利用していることも明らかになっている。

このように、当該区域は既存の鳥獣保護区の区域外から連続した鳥類の生息地となっており、上記の区域を含め鳥獣の保護を行う必要があることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する鳥類を始めとする鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　鳥類のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ロ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ハ　エゾジカによる食害等については、北海道のエゾシカ保護管理計画に即して、個体数調整、モニタリングと予防策の実施、森林生態系への悪影響の防止を進めていく。

ニ　周辺及び当該区域内でアライグマ等の外来生物が確認されていることから、外来生物の生息状況の把握とともに、対策の検討を進めていく。

○環境省告示第六十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、サロベツ鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　名称　サロベツ特別保護地区

二　区域　北海道天塩郡豊富町、幌延町及び天塩町の各一部（区域図省略）

三　存続期間　平成二十三年十月一日から平成四十三年九月三十日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、利尻礼文サロベツ国立公園の南端部を占め、豊富町の市街地から西方に約四キロメートルの地点に位置する。当該区域には、泥炭地であるサロベツ原野が広がり、その中心部の二千五百六十ヘクタールは日本最大級の高層湿原を始めとする多様な湿性植生と大小様々な湖沼が存在する。文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に基づく天然記念物であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のヒシクイ等の飛来地として平成十七年にラムサール条約湿地に登録された。

サロベツ原野は、草原的生息環境が広大であることから、北海道で観察できる陸水性鳥類の大部分が生息しており、特に、ペンケ沼、パンケ沼は、天然記念物であり準絶滅危惧のマガン、ヒシクイ等のガン・カモ類などの渡り鳥の中継地として重要となっている。また、絶滅危惧ⅠB類のチュウヒや絶滅危惧ⅠA類のシマアオジ等の繁殖地も存在する。

このような中、当該区域の北東端に隣接する高層湿原域では、近年泥炭採掘が終了したことで、跡地である開水面がヒシクイ等の寄留地となっていることが明らかになった。また、当該区域の北端や西端に隣接する湿地や樹林帯は、既存の鳥獣保護区から連続した環境となっており、ヒシクイなどのガン類や、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種かつ天然記念物であり絶滅危惧ⅠB類のオジロワシの営巣が確認されている。さらに、近年の調査においては、国内希少野生動植物種かつ国指定特別天然記念物であり絶滅危惧Ⅱ類のタンチョウが、既存の鳥獣保護区周辺を利用していることも明らかになっている。

このように、当該区域は集団渡来地として重要な区域であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する鳥類を始めとする鳥獣の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　鳥類のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ロ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ハ　エゾジカによる食害等については、北海道のエゾシカ保護管理計画に即して、個体数調整、モニタリングと予防策の実施、森林生態系への悪影響の防止を進めていく。

ニ　周辺及び当該区域内でアライグマ等の外来生物が確認されていることから、外来生物の生息状況の把握とともに、対策の検討を進めていく。

○環境省告示第六十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　名称　天売島鳥獣保護区

二　区域　北海道苫前郡羽幌町所在の天売島（暑寒別天売焼尻国定公園の普通地域内所在の地先岩礁を含む。）（区域図省略）

三　存続期間　平成二十三年十月一日から平成四十三年九月三十日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、羽幌港から西北西約二十八キロメートルの海上に位置する天売島全域と周辺の岩礁から構成されている。

天売島は、東西に楕円の形をした周囲十二キロメートル、人口約四百人の小さな島である。島の北西部一帯は断崖絶壁が連なり、その崖地岩棚及び上部斜面は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のウミガラスの他、絶滅危惧ⅠA類のウミスズメ、絶滅危惧Ⅱ類のケイマフリ、ウトウ等八種類計約六十万羽に及ぶ海鳥の重要な繁殖地となっている。

また、天売島は北海道の北部日本海側に位置する離島であることから、大陸と日本を往来する渡り鳥の主要なルートにもなっており、これまでに国内確認種の約半数にあたる二百八十三種の鳥類が確認されている。

このように、当該区域は海鳥の集団繁殖地及び渡り鳥の休息地として重要な場所であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域で繁殖する海鳥を始めとする鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団繁殖地の保護区として、ウミガラスを始めとする海鳥の保護と繁殖地の保全を図るため適切な管理に努める。

ロ　鳥類のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥類の生息・繁殖環境を適切に保護するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。